

(趣旨)

第1条 この規則は、加賀片山津温泉総湯公園条例(平成22年加賀市条例第46号)第6条の規定に基づき、加賀片山津温泉総湯(以下「総湯」という。)の利用時間及び休業日に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び休業日)

第2条 総湯の利用時間は、午前6時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得て臨時に利用時間を変更し、又は休業することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(謄替規定)

2 加賀片山津温泉総湯公園条例附則第3項の規定により、市長が総湯の管理を行う場合においては、第1条中「利用時間」とあるのは「使用時間」と、第2条の見出し中「利用時間」とあるのは「使用時間」と、同条第1項中「利用時間」とあるのは「使用時間」と、同条第2項中「指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要と認めるときは、」と、「利用時間」とあるのは「使用時間」と読み替えるものとする。

附 則(平成26年9月26日規則第33号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第7号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日規則第3号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。